国立大学法人横浜国立大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出する制度に係る取扱要項

学　長　裁　定
令和 ４年 １月 １３日

（趣旨）

第１条 この要項は、競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（令和 2 年 10 月 9 日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）等の人件費を支出する制度（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要項における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

（１）「競争的研究費」とは、文部科学省やその他の省庁等の資金配分機関が公募する研究に係る経費で、かつ、資金配分機関が本制度の対象として指定した経費をいう。

（２）「運営費交付金等」とは、基幹運営費交付金、授業料収入、入学料収入、検定料収入及び雑収入をいう。

（３）「研究代表者等」とは、本学の教員のうち、競争的研究費により実施される研究における研究代表者及び研究分担者であり、かつ運営費交付金等を財源とした常勤教職員（承継教職員）人件費予算により人件費が支出されている者をいう。

（４）「PI 人件費」とは、競争的研究費において、直接経費に計上された当該研究代表者等の人件費をいう。

（５）「PI 財源」とは、PI 人件費計上により確保され、研究代表者等や本学の研究力向上のために活用される財源をいう。

（６）「エフォート」とは、研究代表者等の全業務時間 100%に対する当該研究の実施に必要とする時間（裁量労働制適用者の全業務時間は、みなし労働時間とする。以下同じ。）の配分割合をいう。

（７）「適用期間」とは、競争的研究経費の事業期間のうち、研究代表者等が本制度の適用を承認された期間をいう。

（目的）

第３条 本制度は、PI 財源を研究代表者等の処遇改善、研究に集中できる環境の整備及び多様かつ優秀な人材の確保等の取組に活用し、もって本学教員の研究パフォーマンスの向上及び本学の研究力向上に資することを目的とする。

（申請対象者）

第４条 本制度により競争的研究費の直接経費に PI 人件費を計上できる者は、次の各号に掲げる特定の研究プロジェクトに参加する研究代表者等とする。

（１）ムーンショット型研究開発事業

（２）学長が特に認める研究プロジェクト

２　研究分担者については、この要項に定めるもののほか、各競争的研究費制度において対象者の定めがある場合は、これに従うものとする。

（PI 人件費の計上額）

第５条 PI 人件費の計上額（以下「計上額」という。）は、研究代表者等の適用期間の給与見込額にエフォートを乗じて得た額に相当する額を上限として、年度あたり３６０万円の範囲内で整数第４桁までの端数を切り捨てた額を研究代表者等が第８条により申請し、学長が承認した額とする。ただし、研究分担者については研究代表者の計上額を越えないこととする。

２　前項の規定に関わらず、各競争的研究費制度において計上額の定めがある場合はその範囲内の額とする。

（適用期間）

第６条 本制度の申請は原則として事業年度単位で行うものとする。

（PI 財源の活用方針）

第７条 PI 財源は、次の各号に掲げる研究力強化に関する施策に応じ、原則、当該各号に定める割合で分配するものとし、別に定める活用方針に沿って活用するものとする。

（１） 当該財源に係る研究代表者等へのインセンティブの付与 ５０％

（２） 大学が講じる施策 ５０％

２ 前項第１号のインセンティブは、当該研究代表者等の希望により、国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(平成 16 年規則第 110 号)第 78 条の 3、国立大学法人横浜国立大学年俸制教員(A)給与規則(令和 2 年規則第 26 号)第 22 条の 3 又国立大学法人横浜国立大学年俸制教職員給与規則(平成 19 年規則第 56 号)第 21 条の 3 に定める研究代表者手当の支給又は研究費の配分により付与する。

（申請手続等）

第８条 本制度の適用を希望する研究代表者等は、あらかじめ競争的研究費の予算管理部局長の了承を得て、競争的研究費への応募・積算提出前に別紙１に定める PI 人件費支出制度利用申請書により、学長に申請を行うものとする。その際、PI 人件費の額の妥当性を担保するため、別紙２に定めるエフォート申告書（応募・積算段階）を競争的研究費の予算管理部局長の確認を経て、併せて学長に提出しなければならない。

２ 学長は、前項の申請に基づき本制度適用の承認可否を決定し、当該研究代表者等へ別紙３に定

める PI 人件費支出制度手当等仮通知書により通知するものとする。

３ 研究分担者が、第１項の申請を行うにあたっては、あらかじめ研究代表者の了承を得なければならない。

４ 研究代表者等は、本制度適用後、競争的研究費の研究期間終了の２か月前又は年度末の２か月前のいずれか早い時期までに、エフォートの見直しを行い、別紙４に定めるエフォート申告書（最終段階）を競争的研究費の予算管理部局長の確認を経て、学長に提出しなければならない。

５ 学長は、前項の申請に基づき、研究代表者等の本制度適用期間中の人件費を確定し、当該研究代表者等へ別紙５に定める PI 人件費支出制度手当等通知書により通知するものとする。

６ 研究代表者等は、本制度適用の承認後、PI 人件費が競争的研究費の流用制限を超えるようなエフォートの変更（以下「著しい変更」という。）により申請内容を変更する場合は、直ちに学長及び資金配分機関に報告を行うものとする。

７　前項における「著しい変更」の場合の手続きは、第１項から第３項及び第５項を準用する。

（制度適用の中止等）

第９条　前条の規定にかかわらず、学長は、本制度の適用を受ける研究代表者等の研究費不正等が判明した場合又はその疑いが生じた場合は、当該研究代表者等による申請によらず直ちに本制度の適用を中止又は取消することができる。

（活用実績の報告）

第１０条 学長は、本制度の実施による PI 財源の各年度の活用実績について、翌年度６月３０日までに研究代表者等に対して報告するものとする。

２ 学長は、本制度の実施による本学の各年度の活用実績については、翌年度６月３０日までに対象研究費の配分機関に対し報告するとともに、本学のホームページ等で公表するものとする。

（雑則）

第１１条 この要項に定めるもののほか、本制度の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和４年１月１３日から実施する。